



ドクターを支援する

# 法律相談レポート



## Q なぜ、医科と比べて歯科は細かい説明をしなければいけないのでしょうか？

風邪で内科を受診すると「ただの風邪ですね。薬を出しておきましょう」としか説明されません。医科と比べると歯科は細かい説明を求められます。理由はわかっているつもりですが、その法的根拠を教えてください。

A

医療法1条の4第2項には「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない」と規定されており、歯科医師には法律上説明義務が課されています。

ただ、歯科医療については、その特色から、一般医療の説明義務と比較して、より一層の説明義務が課されるといわれています。

つまり、一般医療と比較した歯科医療の特色として、まず、①患者の生命の危機・身体への重大な影響が生じている場面ではないため、緊急性が乏しく、説明や同意を得る時間的余裕がある一方、抜歯や歯の削合など不可逆的な治療を行うことが多いことが挙げられます。

また、②適応可能な治療方法や使用する材料、材質が多種に及ぶ場合が少なくなく、選択する治療方法や使用する材料等によっては自由診療として高額な治療費を要することがあり、患者の価値観や経済的選択によるところが大きいことも挙げられます。

さらに、③歯科医療は、外貌などに及ぼす影響が大きい場合があることも挙げられます。

歯科医療は上記のような特色を有することから、一般医療と比べて、歯科医療においては、説明義務の範囲も広く、その程度も重くなるとされています（岡村久道「歯科診療過誤訴訟の判例理論」判例タイムズ884号25頁）。

そのため、歯科医療においては、治療に伴う副作用や危険性等について説明する必要があることはもとより、患者の症状と適応可能な治療方法の概要、治療方法や材料が複数存在する場合は、その費用、方法や材料、それぞれに関する外貌への影響を含めた効果をしっかり説明する必要が

あるといえます。

もっとも、歯科医師が患者に対して十分な説明を行ったにもかかわらず、後日、患者から「十分な説明を受けていない」として、説明義務違反を追及されるケースが少なくありません。

そのような紛争を避けるためには、患者に対する説明や患者の同意について、必ずカルテ等に記録すべきです。

カルテは医師等が自己の業務上、診療行為の都度、経時に作成するものですから、そこに記載された患者の症状、病名、処置、その他の診療経過の記載は、その時点における作成者の事実認識の反映であり、信用性が高く、そこに記載されている事実については、改ざんが認められるような特段の事情がない限り記載どおりの事実が存在し、あるいはそのような認識・判断があったものと強く推認されます（東京高裁昭和56年9月24日判決）。

そのため、歯科医師は自分の身を守るためにも、カルテ等への記録を怠らずに行うべきです。

そのほか、コピー等を取った上で、患者に歯科医療行為の方針説明書等を交付することを有効といえます。また、場合によっては、患者から同意書を提出してもらうことも検討すべきでしょう。



お気軽に当事務所までご相談ください。

弁護士法人すずたか総合法律事務所  
弁護士 鈴木 隆弘

業務分野  
一般民事・離婚・相続・交通事故・企業法務・債務整理・刑事  
〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-40-2F/3F

